

# 市民意見提出手続きで 市政への参加を

(パブリックコメント)

問 市民参加推進課 (TEL 048-736-1127)

市民意見提出手続きとは、政策などの策定途中で事前にその計画などの素案を公表し、寄せられた意見などを考慮して政策に反映し公表していく一連の手続きです。  
令和8年度の市民意見提出手続きは下表のとおりです。

令和8年度 市民参加手続 実施予定 ○市民意見提出手続き(2件)

意見募集の案件名	担当課	実施予定時期
第5期春日部市障害者計画 第8期春日部市障害福祉計画	障がい者支援課	12月
第10期高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画(案)	高齢者支援課 介護保険課	令和9年1月



この他に審議会などにおける公募委員の選任(13件)、アンケートなど(7件)を実施予定です。広報かすかべや市WEBの「市民参加手続」を確認してください。



## 新しい計画などを策定しました

### 新型インフルエンザ等 対策行動計画

問 健康課 (TEL 048-736-1199)



感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康の保護をし、市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための計画で、国や県の改定を踏まえ、それらの内容との整合性が図られるよう改定を行ったものです。

### 第4次行政改革大綱(改定版)

問 行政デジタル改革課  
(TEL 048-736-1116)



人口減少・少子高齢化が進行する中、市民ニーズの多様化や行政のDX\*の対応など、本市を取り巻く環境変化に的確に対応し、より質の高い行政サービスを効果的に提供するための大綱で、社会情勢や市民ニーズの変化に対応していくために改定を行ったものです。

\*デジタル・トランスフォーメーション

※いずれも意見募集に対し、市民意見の提出なし

### 市の機関の考え方は、次の場所で 公表しています

- ▶各担当課窓口 ▶市役所3階市政情報室 ▶庄和総合支所2階市政情報室 ▶教育センター1階 学習情報サロン ▶市民活動センター「ぼぼら春日部」▶男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」▶各市民センターおよび各公民館(それぞれの閉庁・休館日を除く)▶市WEB

## 浄化槽を管理する人へ~合併浄化槽への転換に補助金を交付します~

問 リサイクル衛生課  
(TEL 048-797-8028)

浄化槽は、公共下水道が未整備の区域において、生活排水を浄化するために必要な設備です。浄化槽には、調整や修理を行う保守点検や槽内の汚泥の引き抜きを行う清掃に加え、浄化槽法に基づく第三者チェックである法定検査があり、使用者(管理者)に受検義務があります。

浄化槽使用者は、必ず法定検査の受検(一般社団法人埼玉県浄化槽協会)と、定期的な保守点検・清掃(専門業者)を行ってください。



- 年2~4回の保守点検
- 年1~2回以上の清掃
- 毎年1回の法定検査

### 合併処理浄化槽への転換に補助金の活用を

合併処理浄化槽は、トイレ、台所、風呂、洗濯などの生活排水全てを浄化できる設備です。トイレ排水のみを浄化する単独処理浄化槽などに比べて、環境負荷を大幅に軽減できます。  
補助上限▶55万2千円(各種要件あり)

申し込み▶5/18(月)から、申請書と添付資料を直接、市役所第二庁舎3階リサイクル衛生課へ



詳しくは市WEB▶

## 個人住宅向け太陽光発電設備・蓄電池設置補助金

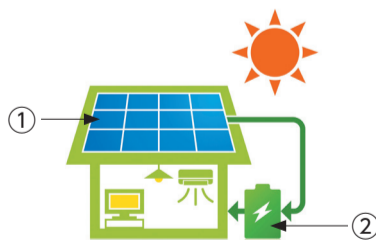
問 環境政策課  
(TEL 048-736-1136)

4/1以降に契約した対象設備を設置する市民に補助金を交付します。詳しい交付要件や提出書類などについては市WEBを確認してください(要事前申請)。

対象設備 ※②のみの申請はできません

対象設備	補助金額
①太陽光発電設備	1キロワット当たり 7万円(上限35万円)
②定置用リチウムイオン蓄電池設備	1キロワット時当たり 4万円(上限20万円)

(重点区域内に設置で補助金額を増額)



申し込み▶5/11(月)から、春日部市太陽光発電・蓄電池設置補助金コールセンターで受け付け。申請方法など詳しい内容は市WEBで申請の流れ

- ①契約後かつ工事開始前に交付申請を行う
- ②交付決定通知書を受領後、工事開始
- ③工事完了後、実績報告を行う
- ④市の審査
- ⑤審査完了後、補助金を振り込む
- ⑥1年後に自家消費量を市に報告



## 令和8年経済センサスー活動調査が始まります

問 市政情報課  
(TEL 048-736-1143)



全ての事業所・企業を対象にした経済センサスー活動調査が、6/1(月)を調査期日として実施されます。

この調査は、全国の事業所・企業の売上高、従業者数、産業別構成などの経済活動を全国・地域的に明らかにするための統計調査で、産業構造や地域経済の現状分析、各種政策立案や統計整備の基礎資料として活用されます。

### 調査の流れ

▶4月 既存事業所へ国から調査書類を発送。インターネットで回答すると調査完了です

▶5月 調査員が未回答や新設の事業所を訪問し、調査票を配布します(回答期限...6/8(月))

### 調査で得た情報は、統計調査にのみ使用します

調査関係者が、調査内容を他に漏らすことや、統計作成目的以外(税金の徴収など)に使うことは、統計法により固く禁じられています。

### かたり調査にご注意ください

活動調査を装った不審な訪問者や、不審な電話・メールなどにご注意ください。調査員は、必ず「調査員証」を身に付けて訪問します。

不審に思った際には、回答せず速やかに市政情報課にお知らせください。